平成２９年（フ）第３３１号
茨城県水戸市千波町2374番地の102　ピュアコート千波Ｂ棟203号
債務者　大森　真美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５０号
茨城県笠間市鯉淵6655番地50　菊地住宅２号
債務者　レイス　エドウィンこと　レイス　グティエレス　エドウィン　ヘスス
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６９号
茨城県水戸市袴塚１丁目７番22号　ルミエール・Ｓ203号
債務者　中山　　賢
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３４７号
岐阜市山吹町５丁目10番地
債務者　松本眞由美
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１８３号
静岡県富士市今泉９丁目８番10号
債務者　細川　佳英
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２１６号
静岡県富士市松岡1255番地の５　六軒屋アパート203号
債務者　金井　信雄
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第５５号
滋賀県長浜市新庄中町220番地５
債務者　岡田八重子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５６号
滋賀県長浜市川道町1102番地
債務者　岡田　雅和
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第１０２６号
京都市右京区西京極午塚町124番地　メゾンドステラ106、前住所京都市西京区山田北山田町10番地　セジュール蘭Ｂ　101
債務者　奥井　佳清
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６９号
兵庫県高砂市中島１丁目７番21号
債務者　石盛　正純
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第８７８号
広島市安佐南区伴東４丁目１番20―105号
債務者　末長　哲也
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７９２号
福岡市博多区千代２丁目21番１―703号
債務者　三浦　昭彦
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８４２号
福岡市南区柳瀬２丁目３番29―206号
債務者　藤野　光子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７１号
福岡市中央区荒戸１丁目９番16―306号
債務者　宮原　幸雄
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８１号
福岡市早良区賀茂２丁目20番23―104号
債務者　藤松　美花
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２２１号
奈良県大和高田市大字市場540番地１（202号室）、前住所奈良県大和高田市大字大谷560番地156　敷島ハウス３号室
債務者　髙山　康則
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
秋田市寺内堂ノ沢１丁目８番37号
債務者　藤田　孝尋
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
秋田地方裁判所民事第２部